



地方税法の改正に伴い

市税を改正

習志野市議会は、5月30日に2018年市議会第2回定例会が招集され、6月26日まで議案を審議します。11の議案のうち、「地方税法」の改正に伴い改正する市税についてご説明します。

◎個人市民税に関する改定

1. 給与所得控除の引き下げ

働き方の多様化により個人事業主が増加する可能性があります。個人事業主には会社員にある給与所得控除がなく、基礎控除のみです。また給与所得控除は高所得者ほど税の軽減効果が大きくなります。

これらの働き方の多様化を踏まえた上で、高所得者についての税負担を見直すため、給与所得控除の引き下げが行われました。

- ① 給与所得控除額を一律10万円引き下げ
- ② 給与所得控除の上限額の見直し。

	改正前	改正後
給与収入	1000万円超	850万円超
給与所得控除額の上限	220万円	195万円

なお、850万円超の場合でも子育て世帯及び介護世帯に配慮する措置を講じます。

【変わること】

- ・給与収入850万円以下の場合は税負担が変わりません。(後程説明する、基礎控除の引き上げがあるため。)
- ・給与収入850万円超で「子育て・介護世帯以外」の場合は、税負担が増加します。

2. 公的年金等控除の引き下げ

公的年金控除は、給与所得控除とは異なり、年金収入が増加しても控除額に上限がなく、年金以外の所得がある人も、年金所得のみで暮らす人と同額の公的年金控除が受けられるなど、高所得の年金受給者に手厚い仕組みです。公平性を確保するため、公的年金等控除が引き下げられました。

- ① 公的年金等控除を一律10万円引き下げ。
- ② 公的年金等の収入が1000万円超の場合の控除額について、195万5000円の上限が設けられます。

6月議会日程	
15日(金)	総務・都市環境 常任委員会
18日(月)	協働経済・文教福祉 常任委員会
19日(火) ~25日(月)	委員会報告作成など 最終日に向けた準備。
26日(火)	本会議。議案、請願など について、質疑、討論、 採決をして、閉会。

【変わること】

- ・公的年金等の収入金額が1000万円超の場合、または公的年金等に係る合計所得金額が1000万円超の場合は、税負担増加。

3. 基礎控除の見直し

基礎控除は全ての納税者が無条件に一定額（改正前は38万円）を差し引くことができる所得控除の一つです。しかし、高所得者にまで税の軽減をする必要は乏しいのではないかと指摘されてきたことを踏まえ、特に高所得者に限って控除を「減らす・無くす」ことになりました。

- ① 基礎控除額を一律10万円引き上げます。
改正前：38万円 改正後：48万円
- ② 合計所得金額が2400万円超の個人については、その金額に応じて控除額が「低減」します。
- ③ 合計所得金額が2500万円超の個人については、基礎控除がなくなります。

【適用時期】

各控除額の改正は、個人住民税の2021年度分から適用です。

以上は、「個人市民税」に関する改正について説明させていただいたものです。その他に、固定資産税・たばこ税の改正がありますので、次号以降に掲載する予定です。

一般質問のご報告の続き

3、小中学校の給食無償化を！

貧困の世代間連鎖と少子化を改善するための子育て支援、学校給食費徴収の職員負担軽減のために、学校給食の無償化を展開

する動きが広まっています。全国83市町村で無償化を実施しています。

【藤崎】

習志野市でも、子育て支援の取組みとして、小中学校の給食の無償化に取り組むべきと考えるが、いかがか伺う。

【回答：学校教育部長】

既に様々な子育て支援を実施している。また、財源確保が難しいので、小中学校の給食の無償化は検討していない。

【全国の先進事例】

≪山口県和木（わぎ）町≫

全国で一番早い取組み。1951年から小学校で実施し、その後、中学校に拡大。

≪兵庫県相生市≫

2011年、幼稚園から中学校までの学校給食無償化を開始し、全国に注目される。

≪山梨県早川町、丹波山村≫

2012年から小中学校の教材費、修学旅行費、学校給食費などを全額負担。

【千葉県内 近隣市の先進事例】

≪市川市≫

小中学校に在籍する第3子以上の子ども。

≪浦安市≫

22歳以下の子どもを第1子として、その第3子以上の子どもを無償化。

